

# 入札説明書

一般社団法人長野県観光機構

本件（業務名：アウトドアに関する認知度調査及び効果測定委託業務）の一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本入札説明書、入札公告書、委託業務仕様書、質問回答、契約書(案)等を熟覧し、承諾したうえで入札に参加してください。

## 1 入札の方法

(1) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による入札書を提出してください。

ア 業務名

イ 入札金額

ウ 入札参加者の住所、その商号又は名称及び代表者の氏名、押印

(2) 入札書には、入札金額内訳書を添付してください。様式は任意とします。

(3) 一度提出した入札書は、訂正、書替え、引換え又は撤回することはできません。

(4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとします。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとします。

(5) 入札金額は、物品代金の他、運搬・設置に係る一切の経費を含め入札金額を見積もるものとします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 入札参加者は、契約条件を別添委託契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとします。

## 2 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号等）に抵触する行為を行ってはならないものとします。

## 3 入札の無効

次の各号のどれかに該当する入札書は、無効とします。

(1) 本件一般競争入札に参加する資格のない者の入札した入札書

(2) 同一人が入札した2通以上の入札書

(3) 入札参加者が協定して入札した入札書

(4) 金額を訂正した入札書

(5) 物品名及び入札金額のない入札書又は重大な誤りのある入札書

(6) 入札参加者の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

(7) 入札金額の記載が不明確な入札書

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

## 4 開札

- (1) 開札は、入札公告書に記載の日時と場所で行います。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができます。立会を希望する入札参加者又はその代理人は、開札時刻の5分前までに開札会場に来場してください。
- (3) 立会を希望する入札参加者又はその代理人がない場合は、当該入札事務に関係ない職員を立ち合せます。

## 5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書であり、予定価格以下の金額の入札書の中で、最も低い金額の入札金額を落札金額とし、その入札をした入札参加者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同じ金額の入札が二者以上あるときは、直ちに当該入札参加者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定します。
- (3) 前記(2)の同じ金額の入札をした入札参加者又はその代理人が立ち会っていない場合又はくじを引かない入札参加者又はその代理人があるときは、前記4の(3)の立ち合わせた当該入札事務に関係ない職員に代わってくじを引かせ落札者を決定するものとします。
- (4) 落札者となるべき入札参加者の入札金額によっては、その者では当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の入札参加者のうち最低の価格をもって入札した者を当該契約の相手方とします。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとします。

## 6 入札回数の制限

入札回数は1回を限度とし、入札において落札者がいない場合は、最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による随意契約とします。

## 7 契約の締結

### (1) 契約の締結期限

落札決定の日の翌日から起算して7日以内に契約書の取りかわしをするものとします。ただし、発注者が認める場合はこの限りではありません。

### (2) 契約書類に係る言語及び通貨

契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## 8 その他

入札参加者、その代理人及び契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者、その代理人及び当該契約の相手方が負担するものとします。